

公告 第748号

組合規約の一部変更について

平成6年12月3日付 SCSK 健発第782号をもって、規約の一部を変更することについて、関東信越厚生局長宛に届出したので、公告する。

令和6年12月20日

SCSK健康保険組合
理事長 小林 良成

■組合規約 新旧条文対照表(別添)

以上

SCSK健康保険組合規約
新旧条文対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(設立事業所の名称及び所在地)</p> <p>第4条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <p>SCSK 株式会社 東京都港区</p> <p style="text-align: center;">「中略」</p> <p>SCSK Minoriソリューションズ株式会社 東京都江東区</p> <p style="text-align: center;">「削除」</p> <p style="text-align: center;">「中略」</p> <p>SCSKセキュリティ株式会社 東京都江東区</p> <p>附則「中略」</p> <p>この規約は、令和6年9月1日から施行する。</p> <p><u>この規約は、令和6年10月1日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(設立事業所の名称及び所在地)</p> <p>第4条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <p>SCSK 株式会社 東京都江東区</p> <p style="text-align: center;">「中略」</p> <p>SCSK Minoriソリューションズ株式会社 東京都江東区</p> <p><u>SCSK Minoriソリューションズ株式会社 大阪支社</u> <u>大阪府大阪市</u></p> <p style="text-align: center;">「中略」</p> <p>SCSKセキュリティ株式会社 東京都江東区</p> <p>附則「中略」</p> <p>この規約は、令和6年9月1日から施行する。</p>